



慶應義塾大学ビジネス・スクール

ミノルタはどうすべきだったか

オートフォーカス技術に関する日米特許紛争事件では、ミノルタは多額の賠償金を支払っ 5
ただけではなく、同時に経営陣の引責辞任にまで及ぶ、大きな影響を被った。ところで、そ
の対応策は新聞などに報じられているように、特許に関する契約違反を起こし、且つ、特許
侵害を実際に承知しながら、開発を進めたのか、あるいは何故提訴前の段階でハネウエル社
との交渉にのらなかった、何らかの意図や判断があったのだろうか。この種の数多くの疑問
が沸いてくる。 10

①特許係争の概要

米国ミネソタ州の制御機器メーカーであるハネウエル社は、ミノルタ（日本の本社）を相
手どって、以下の4つの特許侵害と技術契約違反について提訴した事件では、

(1) 一眼レフカメラなどに使っているAF（オートフォーカス）機構に関する特許 15
3つの特許（Stauffer特許401、899、935）

(2) コンパクトカメラのオートフラッシュに関する特許
1つの特許（Ogawa特許599）

(3) ハネウエル開発の部品TCL（一眼レフ用AF機構に使われる部品の商品名）にかか
わる技術契約違反 20

の3点について提訴した。

当初、ミネソタ州連邦地裁に提訴されたが、最終的にはニュージャージー州連邦地裁で審
議されることになった。

通常の陪審による民事訴訟の手続きを経て、1992年2月7日陪審の評決が下った。評決に 25
よれば陪審員全員一致で、下記の如く判決が下りた。

(1) Stauffer特許401（瞳分割方式終点検出光学系）の特許侵害。

(2) Ogawa特許599（AF、AE、オートフラッシュのシーケンス制御）についての特許
侵害。

本ノートは「技術と経営」の講座の為に筆者が作成した。 30
作成に当たって、「知的財産権をめぐる国際技術摩擦に関する調査報告書」平成5年財団法人機械振興協
会経済研究所+日本アプライドリサーチ研究所などを参照した。

本文の責任は筆者にある。

[作成者：許斐義信]